

やすい と暮らせる ま ち



次代を担う子どもの育成は、地域社会の未来を左右します。本市は、子どもたちが豊かな環境の中で、地域や家庭で人とふれあいながら健やかに育っていくために、行政・企業・地域が一体となって市全体で応援し、活力に満ちた魅力的なまちをめざします。

19年度新サービス 子育て 支援カード事業

3歳以上の子育てをしている保護者を対象として、企業と市の協働により地域の子育てを応援します。協賛企業を募集し、各企業の特色を活かした創意工夫により子育て家庭に対する特典を提供していただきます。

対象者 3歳以上を有し、就学前（小学校に入学していない）の児童を子育てしている保護者

内容 協賛店舗にカードを提示し、割引やポイントサービスなど

の特典が受けられる

申込方法 市役所駅南庁舎児童家庭課および各総合支所福祉保健課に配置している申請用紙に記入のうえ同課へ申請 ※後日、郵送により認定カードを交付します。

受付開始 5月1日

○協賛企業を募集しています。

協賛企業に登録していただくと、本市の子育てを応援している証として、協賛証を発行します。市のホームページなどで、各企業や店舗の取り組みやPRなどを紹介します。登録方法など詳しくは、問い合わせ先まで

19年度新サービス 第3子 子育て応援事業

保護者が帰宅するまでの間、ファミリーサポートセンターなどで子どもの一時預かりを利用する保護者に対して助成をします。

対象者 3歳以上を有し、児童（0歳から小学校3年生）の子育てをしている保護者

内容 登録者に利用券（10枚綴り）を発行し、1回当たり2000円の割引が受けられる（上限あり）

申込方法 利用する施設へ申請

子どもを産み育てやすくするために

●ファミリーサポートセンター（育児型）

育児の援助を受けたい方と行いたい方を会員とし、会員相互に援助を行います。

●子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

病気などの理由で児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を預ります（利用料が必要）。

▷ショートステイ＝7日間を限度
▷トワイライトステイ＝22：00まで

●一時保育事業

保護者の就労などの理由で日中の保育が困難な場合に1週間に3日を限度に、児童を預ります。

場所 9保育園
利用料 3歳未満児：2,000円/日
3歳以上児：1,300円/日

●休日保育事業

日曜日や祝日に保護者の就労などの理由で保育が困難な場合に児童を預ります。

場所 千代保育園 **利用料** 2,000円

●0・1・2・3子育て広場

0歳から3歳までの乳幼児とその保護者が気軽に集える場を提供し、子育ての相談や親子の交流を行っています。

場所 鳥取市文化センター内
時間 月～土(9:30～16:30)

●地域子育て支援センター

親子や友だちとの楽しい遊びの場の提供、育児に悩みを持つ保護者の子育て指導などにより育児不安の解消を図っています。

場所 市内12カ所

■問い合わせ先

市役所駅南庁舎児童家庭課 ☎(0857)20-3462

子どもを産み育て 高齢者がいきいき

19年度新サービス 病後児保育施設 整備事業

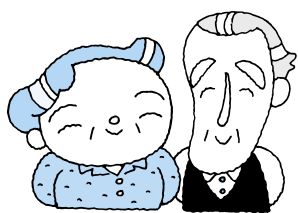
鳥取市立病院敷地内に新たな病後児保育施設を本年度中に設置します。病院と連携を図りながら、病気回復期の児童を安心して預けられる環境を整えます。

○現在の実施施設

- ・せいぎよつ子どもクリニック
- ・散岐保育園（河原）
- ・すくすく保育園（青谷）
- ・ひかり保育園（気高）

病後児保育施設とは
保育園に通園している園児が病気の回復期で、自宅などの安静が望ましいと判断を受けた場合に、一時的に児童を預かる施設

高齢者



本市は、高齢者が住みなれた地域の中で、安心していきいきと暮らせるまちをめざし、介護予防に重点を置いた、さまざまな福祉サ

ービスを実施しています。今年度から、新たに介護予防の新事業がスタートし、より充実したものとなります。

19年度新サービス はつらつ 交流教室事業

身体を動かしたり、気軽に友達を作って楽しいおしゃべりをするなど、元気ではつらつとした生活を送っていただくための介護予防事業です。

対象者 運動機能の低下や閉じこもりの傾向が見られ、要介護・要支援認定で非該当の人

内容 転倒骨折予防・失禁予防・筋力向上に効果的な運動や、音楽による心身の健康回復・向上、参加者同士の交流など、半年間（1回2時間、12回）の教室 ※送迎有
利用料 500円/回

申込方法 市役所南庁舎高齢社会課、各総合支所福祉保健課および各地域包括支援センターへ申請

問い合わせ先 ▼児童福祉…市

役所南庁舎児童家庭課 ☎(085

7)20-3462 / ▼高齢者福祉…

市役所南庁舎高齢社会課 ☎

(0857)20-3453

高齢者がいきいきと暮らせるために

●配食サービス

栄養のバランスのとれた昼食を提供しながら、安否確認と必要に応じた適切な対応を行います。

対象者 健康や独立した生活に不安があり、虚弱等のため食事の準備ができない高齢者など

利用回数 栄養改善が必要な人（週5回以内）
その他の人（週3回以内）

利用料 白米あり：500円/食、白米なし 450円/食

●ファミリーサポートセンター（介護型）

掃除、食事の準備・後片付けなどの専門性を要しない家事サービスについて、希望される人と援助したい人を調整して引き合わせるお手伝いをします。

利用料 平日 600円/時間（7：00～20：00）
その他 800円/時間

※詳しくは、市報 22 ページをご覧ください。

●地域ふれあいサロン

日中、会話をする相手もなく閉じこもりがちに暮らしている高齢者などが、気軽に外に出て仲間づくりをすることや、一緒に食事をするにより、地域でいきいきと元気に暮らすことができるよう、ボランティアによるサロンが開催されています。

●認知症高齢者家族やすらぎ支援サービス

認知症の在宅高齢者を介護する家族の心身の負担を軽減するため、支援員を派遣し、介護者の代わりに見守りや話し相手を行います。

利用時間 20時間/月まで

利用料 100円/30分（生活保護世帯は無料）

●問い合わせ先

市役所南庁舎高齢社会課 ☎(0857)20-3453

※そのほかの、児童福祉サービスと高齢者福祉サービスについては、市報 4月1日号と一緒に届けた「福祉のてびき」で詳しく紹介しています。